

特定求職者雇用開発助成金

(中高年層安定雇用支援コース)のご案内

厚生労働省では、いわゆる就職氷河期世代を含む中高齢者の方々の中において、

- 不安定な仕事に就いている(正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働いている)方
- 仕事に就いておらず(無業状態である)、就職に向けてお悩みの方
- 学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方

などの方々を、正規雇用労働者として採用いただくことへの支援として、**特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)**を創設しました。

<対象となる求職者> 下表①～⑤のすべてに当てはまる方が対象です

この助成金の対象となる求職者は、雇入れ日において①～⑤のいずれにも当てはまる方です。

ハローワークまたは都道府県労働局長の認定を受けた民間の職業紹介事業者など(以下「ハローワークなど」といいます)の紹介で新たに**正規雇用労働者**として雇用された場合、**雇用した事業主**に対して助成金を支給します。

なお、事業主が助成金を利用するにあたっては、このリーフレットに掲載している要件の他にも要件があります。

①	35歳から60歳未満の方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間※を通算した期間が1年以下である方 ※ 正規雇用労働者として雇用された期間とは、①及び②に該当する場合を含みます。 ① 以下のa又はbに該当すること a 自営業者等(個人事業主・フリーランス等) b 業務独占資格(※)を有し資格に基づく就労をしていた者 ② 正規雇用労働者と同様以上の能力が必要な仕事をしていた期間 (この間、雇用保険被保険者だったか否かは問いません) ただし、就労したい職種でこれまでの専門知識等を活かさない場合は上記期間から除きます。
③	雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方 ※ 過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
④	ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、 ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
⑤	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

※「業務独占資格」とは、法令によって、その資格を有する者でなければ携わることを禁じられている業務を、独占的に行うことができる免許・資格をいいます。具体的には、看護師、社会保険労務士、電気工事士、大型自動車第一種・第二種免許等の資格や免許が該当します。なお、普通自動車免許は、業務独占資格に該当しますが、本要件には含めません。

～ この助成金を利用した職業紹介を希望する場合 ～

この助成金を利用した職業紹介を希望される場合は、下の2点が必要となります。

1. 職業紹介を受ける窓口に応じ出てください。
2. 紹介時、求人事業主に対象者となる可能性があることを伝えます。ご了解ください。

この助成金を利用した職業紹介を希望される場合、紹介の際に「特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)の対象者となる可能性がある」ことを**求人事業主に伝える必要**がありますので、ご了承ください。

※ 紹介時に伝えない場合、事業主に助成金が支給されません。

厚生労働省では、この他にも就職氷河期世代を含む中高年層(35歳～60歳未満の方)に向けた様々な支援を行っています。詳しくは、「就職氷河期世代の方々への支援のご案内(https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/)」をご覧ください。



特定求職者雇用開発助成金

（中高年層安定雇用支援コース）

対象者確認フローチャート

特定求職者雇用開発助成金は、一定の要件を満たす方をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主に対し、支給するものです。要件を満たしているかどうか、以下のフローチャートでご確認ください。

▼35歳から59歳の方が対象です（雇い入れ日にこの年齢になる方）

①直近5年間に正規雇用労働者※として1年以上就業しましたか。

※下記の期間も正規雇用労働者としての就業期間に含みます

- ・ 自営業者やフリーランス等で、生計を立てていた期間
- ・ 公務員、議員等
- ・ 業務独占資格（下段参照）を有し、当該資格を活かした就労期間
（お持ちの資格を活かした同職種への就業を希望する場合に限ります。）

いいえ ↓

はい → 本助成金の対象外

②直近1年間に正規雇用労働者等※として就業しましたか。

※1年間に正規雇用労働者として雇用された期間がある方でも、本人に責のない事業主都合の解雇等により離職した場合は「いいえ」に進んで下さい。

いいえ ↓

はい → 本助成金の対象外

③正規雇用労働者として雇用されることを希望し、ハローワークなどで個別支援等の就労に向けた支援を受けていますか。

■ハローワークでの個別支援の例 ※原則、複数の支援を受けている方

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ① 就職の不安に対する相談対応 | ⑤ ニーズにあった求人情報の提供 |
| ② セミナー等の案内 | ⑥ 模擬面接指導 |
| ③ 就職に向けた本人の希望、経験や能力の把握 | ⑦ 応募・面接が不調に終わった場合のフォローアップ など |
| ④ 履歴書・職務経歴書の作成指導 | |

はい ↓

いいえ → 本助成金の対象外

対象となる
可能性があります

- ・ 紹介時に事業主に本助成金の対象者であると伝達をお願いします。
- ・ ご不明点等がありましたら、窓口にておたずねください。

主な業務独占資格（参考）

看護師	准看護師	行政書士	測量士	社会保険労務士
歯科衛生士	歯科技工士	診療放射線技師	理・美容師	宅地建物取引士
大型免許	教員免許	消防設備士	電気工事士	危険物取扱者

※上記は、業務独占資格のうちの一部です。業務独占資格のうち、第一種普通自動車免許は除きます。